		ギー需給構造改革推進設備等 法人税額の特別控除に関する			業		•	•	法人名	(別表六の二七
	個	別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	· 円		連	結 (別	所 得 別表四の二「!		金 額)	20	円 円	(七 (七
2	7欄	前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 エネルギー需給構造改革推進設備等の目 をした各連結法人の個別所得金額の合意 エネルギー需給構造改革推進設備等の目 をした各連結法人の(1)の合計)									21		平 二 十 五
	類控除限度超過額を有する										22		五
	租和	別控除を適用している場合に 党特別措置法の条項欄に、			書の	D		前 の二(一)「2」	結	说 額	23		-
_	「平成23年12月旧措置法第68条の10第2項」 ②区分番号に、「10028」 ③適用類欄に 当該別表六の二(七)27欄の金額(円単位)										24		後終了
_	③適用額欄に、当該別表六の二(七)27欄の金額(円単位) を記載してください。 月税額控除可能額の合 (各連結法人の(8)の合計										25		連結事
結	期	八	6		広	别			額超過構成額 二十)「28の②」)		26		以後終了連結事業年度分
		基準 (2) × 100			人	分	当期	月分の特別招 (25) -		合計額	27		<u>分</u>
法		額	7		の	j	総訓	周整前連編 (23)×	一税額	甚 準 額	28		
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8		合	前	総調	整前連結税 ((28) 又は((28	額基準額 () — (25))) —	29		
人	分	調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)	9		31		繰越税額	連 平 平 平 平 年 (各連結法)	•	•	30		
業年 平平 平平 平平 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											31		
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税 額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成23年12月旧措置法第68条の10第3項」										32			
										• • •	33		
②区分番号に、「10029」 ③適用額欄に、当該別表六の二(七)36欄の金額(円単位) を記載してください。 事 (別表六の二(二十)付表「44の②」) 平										34			
で司	三甲	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	10		算	分	成額	合		+	35		
る	繰	額 個別帰属額基準額の残額 基 ((は3)又は(は3)-(8)))-	14	14				月分の特別招 (32) -		合計額	36		
		準 (別表六の二(八)「8」) 注				法人	、税	類の特別控 (27)+(3	除額の	合計額	37		
		額 ((12) と(14) のうち少ない金額)	15		各連結法			業年度 又は	別繰越額 当期税額 徐限度額	11 = 7%			
計	越	当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	法人におけ	平	•	業年度 ・ ①	38	3	9 円	40			
算		調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①) (30)+(34)×(39の②) (31)	17		人における翌期繰越税額控除限度超過額	平平平平	•	. 2				外円	
	分	当期繰越税額控除額			機額控除	1	i	-		(16)			
	亚-	(16) - (17) 期分の特別控除額の個別帰属額	10		限度超過類	当	其	分 (4)		(8)		外	
	(10) + (18)				部の計算	合		計			<u> </u>		